

平成20年1月18日

各 位

会 社 名 株式会社 金 門 製 作 所
 代表者名 代表取締役社長 岩井 昌秋
 (コード番号7724 東証1部)
 問合せ先 執行役員財務部長 星野 義和
 (TEL 03-3830-3743)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成20年1月18日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成20年2月20日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の理由

平成20年2月20日開催予定の当社臨時株主総会にて第1号議案に予定している「当社と株式会社山武との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されると、平成20年4月1日以降の当社株主は完全親会社である「株式会社山武」のみとなります。会社法は本来株主総会開催時点の株主が当該株主総会において議決権を行使することを本則としておりますが、当社は多数の株主の皆様に対する株主総会の招集手続等の事務手続を適切に実施するため定款第13条に「基準日」の規定を定めております。しかしながら、株式交換に伴い当社の株主は「株式会社山武」のみとなり、上記の基準日を定める必要性がなくなります。

従いまして、第1号議案に予定している「当社と株式会社山武との株式交換契約承認の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第13条を全文削除し、それに伴ない条数等の調整及びそれに関連した第19条の2の全文削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりで、下線は変更箇所を示すものであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 13 条 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定める外、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第 13 条の 2 本会社の発行する第 種優先株式の内容は、第 13 条の 3 から第 13 条の 9 に定めるとおりとする。</p> <p>第 13 条の 3 ~ 9 (条文省略)</p>	<p>(全文削除)</p> <p>第 13 条 本会社の発行する第 種優先株式の内容は、第 13 条の 2 から第 13 条の 8 に定めるとおりとする。</p> <p>第 13 条の 2 ~ 8 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(種類株主総会) 第 19 条の 2 <u>第 13 条の規定は、定時株主総会と同時に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u>	(種類株主総会) (全文削除)

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 2 0 年 2 月 2 0 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 2 0 年 2 月 2 0 日 (予定)

以 上